

定 款

株式会社セブン銀行

改 訂 記 録

第 1 版	2001 年 4 月 2 日	制定
第 2 版	2002 年 6 月 24 日	改訂（額面株式の廃止、端株制度の改正、新株予約権制度の創設等による条文の削除、変更）
第 3 版	2003 年 6 月 25 日	改訂（株券失効制度、総会特別決議定足数緩和、招集手続の簡素化、監査役の任期伸長等による条文の追加、変更）
第 4 版	2005 年 6 月 17 日	改訂（商号の変更、附則の削除、新設）
第 5 版	2006 年 6 月 16 日	改訂（公告方法、発行可能株式総数、譲渡制限の撤廃、株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役の任期、取締役会の決議の省略、取締役・監査役の責任免除、会計監査人の設置等会社法および関係諸法令施行による条文の新設、削除、変更）
第 6 版	2009 年 6 月 18 日	改訂（目的の条文の変更、株券の発行の条文の削除、株主名簿管理人の条文の変更、招集地の削除、附則の新設）
第 7 版	2010 年 1 月 6 日	改訂（附則の削除）
第 8 版	2011 年 12 月 1 日	改訂（発行可能株式総数の変更、単元株式制度の新設）
第 9 版	2015 年 6 月 18 日	改訂（取締役、監査役との責任限定契約締結の変更）
第 10 版	2020 年 6 月 22 日	改訂（第 19 条取締役員数の上限変更、第 23、24 条に定める取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更）
第 11 版	2022 年 6 月 20 日	改訂（第 14 条株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除、電子提供措置等の新設）
第 12 版	2023 年 3 月 2 日	改訂（附則の削除）
第 13 版	2026 年 6 月 22 日	改訂（第 5 条 優先株式の発行可能株式数の追加、第 7 条 優先株式の単元株式数追加、第 2 章の 2 優先株式を新設、第 3 章の 2 種類株主総会の新設、第 19 条 取締役員数の上限変更）

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社セブン銀行と称し、英語では、S e v e n B a n k ,
L t d. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
- (2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (5) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、47億6,363万2千株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式 47億6,363万2千株

第1回優先株式 2,000万株

第2回優先株式 2,000万株

第3回優先株式 2,000万株

第4回優先株式 2,000万株

第5回優先株式 2,000万株

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、普通株式および第1回優先株式ないし第5回優先株式（以下、「優先株式」と総称し、第1回優先株式ないし第5回優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各優先株式」という。）のそれぞれにつき100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の定めのほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第9条の2 当社は、第47条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）の金銭（以下「優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は10%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して優先中間配当金（第9条の5に定義する。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

「発行価格」とは、当該各優先株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該各優先株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該各優先株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。

(非累積条項)

第9条の3 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

第9条の4 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第9条の5 当社は、第47条第2項又は同第3項に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として中間配当をするときは、当該中間配当に係る期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主また

は優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する優先中間配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する優先配当金の額を超えないものとする。

（残余財産の分配）

第9条の6 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。優先株主または優先登録株式質権者に対しては、かかる金銭のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

第9条の7 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

（金銭を対価とする取得条項）

第9条の8 当社は、各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、優先株主から取得すべき当該優先株式を決定する。

2. 当社は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株式1株につき、各優先株式の発行価格相当額に、当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第9条の9 当社は、各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する各優先株式数に各優先株式1株当たりの発行価格相当額に当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を普通株式の公正な価格で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法

第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の併合または分割等)

第9条の10 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。

2. 当社は、優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

3. 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4. 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主および普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、優先株主および優先登録株式質権者には優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

5. 前項の規定に定めるときにおける優先配当金の調整については、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

(自己の優先株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第9条の11 当社が株主総会の決議によって特定の優先株主との合意により当該優先株主の有する優先株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該優先株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(優先順位)

第9条の12 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の方法)

第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集する。取締役社長に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合株主は、株主総会ごとに予めその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第3章の2 種類株主総会

(種類株主総会)

第17条の2 第12条、第13条、第14条、第15条第1項、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

2. 第11条の規定は、毎年3月31日から3ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。

3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

4. 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、優先株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議または取締役会決議に加え、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる優先株主が存しない場合は、この限りではない。

- (1) 当会社が消滅会社となる合併または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）
- (2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は11名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、取締役社長を各1名、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集する。予め定めた取締役に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、前条第1項に従い定めた取締役がこれに当たる。予め定めた取締役に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名、記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款に規定するもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項に定める賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関しては、この定款に規定するもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める賠償の責任について、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(選任および任期)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

〔 定款変更の経緯 〕

- ① ２００２年６月２４日、定款の一部変更（基準日・招集・取締役の選任・監査役の選任・利益配当金・中間配当金の変更、及び発行する株式、端株券の不発行・端株主に付与する権利・新株引受権の付与・転換社債の転換と配当金・設立に際して発行する株式・最初の取締役及び監査役の任期・発起人・最初の営業年度の条文削除、ならびにこれらに伴う第６条以下の繰り上げ）をした。
- ② ２００３年６月２５日、定款の一部変更（名義書換代理人・招集・決議の方法・監査役の任期を変更、あわせて附則を設けた）をした。
- ③ ２００５年６月１７日、定款の一部変更（商号の変更、あわせて附則の監査役の任期についての経過措置を削除、商号変更の実施日について新設）をした。
- ④ ２００６年６月１６日、定款の一部変更（公告方法、発行可能株式総数、譲渡制限の撤廃、株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役の任期、取締役会の決議の省略、取締役・監査役の責任免除、会計監査人の設置等会社法および関係諸法令施行による条文の新設、削除、変更）をした。
- ⑤ ２００９年６月１８日、定款の一部変更（目的の条文の変更、株券の発行の条文の削除、株主名簿管理人の条文の変更、招集地の削除、附則の新設）をした。
- ⑥ ２０１０年１月６日、定款の一部変更（附則の削除）をした。
- ⑦ ２０１１年１２月１日、定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式制度の新設）をした。
- ⑧ ２０１５年６月１８日、定款一部変更（取締役、監査役との責任限定契約締結）をした。
- ⑨ ２０２０年６月２２日、定款一部変更（取締役員数の上限変更、取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更）をした。
- ⑩ ２０２２年６月２０日、定款一部変更（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除、電子提供措置等の新設）をした。

- ⑪ 2023年3月2日、定款の一部変更（附則の削除）をした。
- ⑫ 2026年6月22日、定款一部変更（優先株式の取扱い追加、種類株式総会の追加、取締役員数の上限変更）をした。